

○みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱

平成24年11月29日

告示第79号

改正 平成30年1月29日告示第4号

(題名改称)

平成30年3月27日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭及び新婚家庭（以下「子育て家庭等」という。）による住宅の新築、増改築又は取得（以下「整備」という。）費用の一部を補助することにより、子育て家庭等の住環境の整備を推進し、定住人口の増加を促進して地域の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付については、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平30告示4・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て家庭 現に養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯をいう。
- (2) 新婚家庭 補助金の申請の日において婚姻の届出をしてから3年以内であり、かつ、夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯
- (3) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (4) 併用住宅 建築物に個人住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。
- (5) 増改築 既に建っている建築物の床面積を増やすこと又は従前の建築物を取り壊して、これと位置、用途、規模、構造及び階数が著しく異なる建築物を造ること。

(平30告示4・平30告示37・一部改正)

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、みなかみ町に住民登録を行っているもの、又は住宅を整備してから6か月以内にみなかみ町に住民登録するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子育て家庭等又は妊婦がいる世帯に属する者
- (2) 町内に個人住宅及び併用住宅を整備する予定の者
- (3) 住宅を整備してから町内に3年以上居住する者
- (4) 町税等の滞納のない世帯に属している者
- (5) 当該事業について、他の補助制度等を受けないこと。ただし、他の補助制度等の

対象外となる事業は、補助対象とする。

(6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(平30告示4・平30告示37・一部改正)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 個人住宅及び併用住宅の新築工事の場合は、工事費が1,000万円以上のものとする。

(2) 個人住宅及び併用住宅の増改築工事の場合は、工事費が500万円以上のものとする。

(3) 住宅の取得の場合は、取得価格が500万円以上のものとする。

2 前項に規定する事業のうち、併用住宅の工事については、個人住宅部分を補助対象とし、共用部分については床面積の割合で案分し、補助対象を算出する。

(平30告示4・平30告示37・一部改正)

(施工業者等)

第5条 住宅の新築又は増改築に係る施工業者又は住宅の取得に係る契約の相手方（以下「施工業者等」という。）は、前条第1項に規定する事業を業とする事業者とする。

(平30告示4・全改、平30告示37・一部改正)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業費の10パーセントとし、補助限度額は次の表のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	対象要件	補助限度額
住宅の新築	町内の施工業者による場合	100万円
	町外の施工業者による場合	60万円
	町外の施工業者による施工であるが、町内の施工業者が下請として携わっている場合	100万円
住宅の増改築	町内の施工業者による場合	100万円
	町外の施工業者による場合	補助対象事業費の6パーセント。ただし、補助対象事業費が1,000万円以上の場合は60万円
	町外の施工業者による施工であるが、町内の施工業者が下請として携わっている場合	100万円

	いる場合	
住宅の取得	契約の相手方の所在地は問わない。	100万円

(平30告示37・全改)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業契約後から事業完了までの間に、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(平30告示4・一部改正)

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付決定通知書（様式第2号）又はみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(平30告示4・一部改正)

(変更)

第9条 申請者が、工事内容を大幅に変更するときは、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金変更申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

(平30告示4・一部改正)

(実績報告書の提出)

第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(平30告示4・一部改正)

(交付確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金の額の確定について（様式第6号）により交付額の確定を行うものとする。

2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(平30告示4・一部改正)

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかにみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要であると認める場合は、概算払をすることがで

きる。

3 前項の規定による概算払の交付について、第8条の規定による交付決定通知を受けた後、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金概算払請求書（様式第8号）により、請求するものとする。

（平30告示4・一部改正）

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（現地調査）

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった事業について現地調査を行うことができる。

（平30告示4・一部改正）

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成30年1月29日告示第4号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前になされた改正前のみなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日告示第37号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町

電話番号

氏 名

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付申請書

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

また、補助金交付の条件である私の住民登録及び婚姻の状況並びに世帯全員の町税及び使用料の納付状況について、町が調査することに同意します。

記

- 1 事業面積等 ㎡
詳細は別紙事業概要のとおり
- 2 対象事業費 円
- 3 補助金申請額 円
- 4 事業予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 施工業者等 名称：
所在地：
電話番号：
- 6 備 考
- 7 事業に占める居住面積

添付書類の確認

平面図・配置図など 契約書 下請工事施工証明書(様式第1号の2)

様式第1号の2 (第7条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

下請工事施工証明書

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金の申請に伴う当該事業に際し、みなかみ町内の下請業者が携わっていることから、下記のとおり証明いたします。

記

施工工事名	施工業者名	請負金額	業者印
計			

当該事業に際し、上記業者が施工したことを証明する。

年 月 日

(元請業者)

所 在 地

名 称

代表者名

電 話

()

印

様式第2号（第8条関係）

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金については、下記のとおり決定しましたので、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 条 件

様式第3号（第8条関係）

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金については、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

(不交付理由)

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町

電話番号

氏 名

印

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 事業実施機関 変更なし
変更あり（ 年 月 日～ 年 月 日）

変更前の費用 円

交付決定額 円

変更後の費用 円

新たな交付申請額 円

※新たな事業の見積書等を添付してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町

電話番号

氏 名

印

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けたみなかみ町子育て家庭等住宅整備事業が完了しましたので、次のとおり実績を報告いたします。

記

- 1 当初予定費用 円
【申請時の費用】
- 2 完了時費用 円
【請求額・支払額】
- 3 交付決定額 円
【交付決定通知書の記載額】
- 4 施工業者等 名 称：
所 在 地：
電話番号：
- 5 事業期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 添付資料
・完成写真
・領収書の写し

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金の額の確定について

年 月 日付け、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金については、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額

円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町
電話番号
氏 名 印

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付請求書

年 月 日付で交付確定のあった標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 _____ 円
2 受領方法 口座振り込み

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座に振り込みをしてください。

金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合) 本店・支店
	農業協同組合 支所
口座種別・番号	普通・当座 NO.
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人は、申請者(請求者)と同じ方にしてください。

※振り込みを正確に行うため通帳(名義人・番号の部分)のコピーを添付してください。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町
電話番号
氏 名 印

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった標記の補助金について、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱第12条第2項及び第3項の規定により概算払をされたく請求します。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 請 求 額 _____ 円
- 3 受 領 方 法 口座振り込み

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座に振り込みをしてください。

金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合) 本店・支店
	農業協同組合 支所
口座種別・番号	普通・当座 NO.
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人は、申請者(請求者)と同じ方にしてください。

※振り込みを正確に行うため通帳(名義人・番号の部分)のコピーを添付してください。

様式第1号（第7条関係）

（平30告示37・全改）

様式第1号の2（第7条関係）

（平30告示37・追加）

様式第2号（第8条関係）

（平30告示4・一部改正）

様式第3号（第8条関係）

（平30告示4・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

（平30告示4・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（平30告示4・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平30告示4・一部改正）

様式第7号（第12条関係）

（平30告示4・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平30告示4・一部改正）